

大和市告示第100号

大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和2年6月2日

大和市長 大 木 哲

大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領（令和2年5月1日付け府子本第575号内閣府子ども・子育て本部統括官通知「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について」別紙。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響等を踏まえて本市が実施する子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 児童手当法（昭和46年法律第73号）をいう。
- (2) 給付金 国要領第1に規定する子育て世帯への臨時特別給付金をいう。
- (3) 児童手当 法による児童手当をいう。
- (4) 支給要件児童 法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。
- (5) 施設入所等児童 法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。
- (6) 一般支給対象者 次条第3項に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員以外の者であって、第5条第1項の規定による受給拒否の届出をしないものをいう。
- (7) 公務員支給対象者 次条第3項に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員であって、次条第2項に規定する基準日において本市に住民登録があったものをいう。

(支給対象者及び対象児童)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）に対して給付金を支給する。

- (1) 令和2年4月分の児童手当の受給者
- (2) 令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童又は施設入所等児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和

2年4月分以降の児童手当を受給すべき事由が消滅したもの

2 前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日（前項第2号に該当する場合にあっては、同年2月29日。以下「基準日」という。）後から第6条又は第9条の規定による支給決定がなされるまでの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者に対して給付金を支給する。

(1) 前項各号に掲げる者（以下「受給者等」という。）又はこの項の規定により給付金の支給対象となる者が死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合 その死亡した日の属する月の翌月の当該死亡した者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして市長が適当と認めた者

(2) 受給者等に係る児童が施設入所等児童であることを市長が把握した場合 当該施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は当該施設入所等児童が入所し、若しくは入院している法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしてしているその配偶者（現に次項に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が、その避難先を本市としている場合において、本市に対し当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して給付金を支給する市町村においてその支給決定がなされる前に当該市町村に到達した場合（当該受給者等に対して給付金を支給する市町村が本市であるときは、本市に当該認定の請求をした場合） 当該受給者等の配偶者

3 給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、前2項の規定により給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは施設入所等児童でないものに限る。）とする。

（支給額及び支給方法）

第4条 給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長がやむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

（受給拒否の手続等）

第5条 支給対象者（公務員支給対象者を除く。）であって、給付金の支給を希望しないものは、市

長が別に定める提出期限までに大和市子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、大和市子育て世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書により、届出をした者に通知するものとする。

(一般支給対象者への支給決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の提出期限を経過した後、速やかに一般支給対象者への給付金の支給を決定し、大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書により通知するものとする。

(一般支給対象者への振込み)

第7条 一般支給対象者に対する給付金は、現有公簿等により本市が把握している当該一般支給対象者に係る児童手当の振込先口座へ振り込むものとする。

2 第3条第1項第2号に該当する一般支給対象者が、児童手当の振込先口座を解約している場合は、当該一般支給対象者が指定する口座に給付金を振り込むものとする。この場合においては、当該一般支給対象者は、大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書を市長に提出しなければならない。

(公務員支給対象者の支給申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者(以下「申請者」という。)は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)に所属庁の証明を受け、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請(以下単に「申請」という。)の期限は、令和2年12月28日までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(公務員支給対象者への支給決定及び通知)

第9条 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書により、支給しないときは大和市子育て世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(公務員支給対象者への振込み)

第10条 申請者に対する給付金は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)記載の振込先口座に振り込むものとする。

(未支給の給付金)

第11条 法第12条第1項の規定は、第6条又は第9条の規定による支給決定がなされた後に支給対象者が死亡した場合における未支給の給付金について準用する。この場合における給付金の支給方法は、別に定める。

(支給等に関する周知)

第12条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第8条第2項に規定する申請期限まで申請が行われなかったときは、当該公務員支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条又は第9条の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第4条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、給付金の支給を受けた者が基準日において支給対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者であることが判明したときは、大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給取消通知書兼返還請求書により、当該者に対し、給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第16条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|--------------------------------|-----------|
| 第1号様式 | 大和市子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書 | 第5条 |
| 第2号様式 | 大和市子育て世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書 | 第5条及び第9条 |
| 第3号様式 | 大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書 | 第6条及び第9条 |
| 第4号様式 | 大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書 | 第7条 |
| 第5号様式 | 子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書） | 第8条及び第10条 |
| 第6号様式 | 大和市子育て世帯への臨時特別給付金支給取消通知書兼返還請求書 | 第14条 |